

条例の一部改正 可決

改正条例名	主な内容
西原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法第2条第4項の改正により、「市町村の基本構想の策定」の義務付けがなくなったため、その規定を削除する必要がある。
西原町介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法の規定による介護保険事業計画の策定に係る平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めるとともに、同施行令の一部改正に伴う町条例の一部改正の必要がある。
西原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本町においても、西原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要がある。
西原町職員退職手当特別負担金基金条例の一部を改正する条例	いわゆる「団塊の世代」の大幅な退職者の増加により、西原町職員退職手当特別負担金基金を活用する必要がある。
西原町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	次の事由に伴い、西原町附属機関の設置に関する条例の規定を改正する必要がある。 1. 「西原町さわふじ懇話会」を「西原町男女共同参画審議会」へ名称変更 2. 西原町史編纂業務の終了に伴い、西原町史編集委員会を廃止し、西原町国指定史跡「内間御殿」保存管理計画策定委員会を新たに設置
西原町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、西原町中央公民館の設置及び管理に関する条例の規定を改正する必要がある。
西原町立図書館設置条例の一部を改正する条例	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、西原町立図書館設置条例の規定を改正する必要がある。
西原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	近年の社会情勢や財政事情を踏まえ、西原町職員の給与に関する条例に定める管理職手当に係る規定の改正を行う必要がある。

新たに整備された条例 (4つあります)

その1

西原町男女共同参画推進条例

平成24年4月1日から施行

可決

【趣旨】

地域や家庭に残る性別による固定的な役割分担、職場における不平等、男女間における様々な暴力の存在など、多くの克服すべき課題が残されており、男女共同参画社会の実現に向けて、なお一層の努力が求められていることから、町及び町民等が一体となって、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するために、本条例を制定する。

【目的】

本町の男女共同参画社会についての指針を明らかにし、すべての人があらゆる差別や偏見から解放され、心豊かにいきいきと活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指す。

平成23年度 一般会計補正予算 可決

・歳入歳出それぞれ3億3,041万2千円を減額し、総額107億1,647万1千円とする。

歳入

〈主な補正内容〉

国庫支出金で1億4,652万1千円の減
(子ども手当国庫負担金の減等)
県支出金で1億6,051万9千円の減
(児童福祉費県補助金の減等)

歳出

〈主な補正内容〉

民生費で2億4,305万3千円の減
(児童福祉費の減等)
土木費で1,875万2千円の減
(道路新設改良費の減等)

繰越明許費の補正

教育費で1,197万円計上
(坂田小学校8クラスにクーラー設置)

平成23年度 特別会計補正予算 可決

国民健康保険

歳入歳出それぞれ5,831万4千円を減額し、総額50億9,865万7千円とする。
主な要因は、諸収入及び共同事業拠出金の減額である。

土地区画整理

歳入歳出それぞれ340万1千円を減額し、総額7億8,494万8千円とする。
主な要因は、繰入金金の減額である。

介護保険

当初予算分

歳入歳出それぞれ5,115万4千円を減額し、総額16億3,159万6千円とする。
主な要因は、介護保険料及び支払基金交付金の減額である。

繰越明許分

繰越明許費として476万7千円を追加する。
追加要因は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託である。

規約変更

南部広域行政組合規約の変更について

平成24年5月1日から同組合の共同処理する事務に「一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」を加えた為の規約変更

可決

工事請負契約

工事請負契約の締結について

◇小波津川1号車道橋下部工事
契約金額：5,069万9,250円
契約の相手：株式会社 丸政土建(代表取締役 大湾盛淳)
契約の方法：指名競争入札(町内業者9社、町外業者1社)

可決

指定管理者の指定

西原町いいあんべ一家指定管理者の指定について

指定管理施設：西原町いいあんべ一家
指定管理者：社会福祉法人 西原町社会福祉協議会(会長 新川善昭)
指定期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日

可決